

事務事業マネジメントシート (21年度実績と22年度計画)

22年度予算確定後 平成 22 年 3 月 26 日 作成  
21年度決算把握後 平成 22 年 5 月 20 日 作成

事務事業名		児童手当支給事業			<input type="checkbox"/> マニフェスト 関連	<input checked="" type="checkbox"/> 全庁横断 課題関連	<input type="checkbox"/> 集中改革 プラン関連	
総合 計画 体系	政策	4	みんなで元気で笑顔あふれるまちづくり		所属部	健康福祉部	課長名 青木洋治	
	施策	18	子どもを見守り、育てる地域づくり		所属課	子育て支援課	担当者名 境 真奈美	
	基本事業	57	子育ての経済的負担の軽減		所属班	子ども保育班	(内線) 2154	
予算科目	会計	款	項	目	事業連番	法令根拠	児童手当法	
	1	3	2	2	10557			
終了、開始年度	<input checked="" type="checkbox"/> 21年度で終了 <input type="checkbox"/> 22年度から開始	事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度のみ <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返(開始年度 17 年度)		<input type="checkbox"/> 期間限定複数年度 ( ~ 年度)			
							成果優先度評価結果	7
							コスト削減優先度評価結果	6

★事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述)

【事業の内容】	児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全育成及び資質の向上に資することを目標とする。 【具体的なやり方】公務員以外の保護者が、出生、転入等により新たに支給資格が生じた場合、認定請求を行う。→審査後認定を行い、毎年6・10・2月の定期支払月に前月までの4ヶ月分を支給する。平成22年4月から「子ども手当」創設により制度併用予定。 従来、児童の育成は親の責任であったが、20世紀後半から、先進国においては親だけでは十分な育成が果たしにくい状況が生じた。これは、子育てにかかる経費の増大や共働きの増加、核家族化の進行といった環境の変化などによるものである。また、児童の数が少子化により減少している状況もあって、児童の育成に関しては国も責任を持つべきであるという考え方が定着した。そのため、児童の育成を経済的な面で支援することにより、児童のいる家庭の生活を安定させ、また児童自身の健全な成長を促す目的で、児童手当の制度が各国で整備されるようになった。日本では昭和47年1月に制定された。 昭和47年1月児童手当法制定(第3子以降5歳未満の児童に月額3,000円を支給)→昭和48年6月(10歳未満に変更)→昭和49年10月(義務教育修了前まで、月額4,000円に変更)→昭和50年10月(月額5,000円に変更)→昭和53年10月法改正(非課税者に対する特別で非課税者は6,000円に変更)→昭和54年10月(非課税者を6,500円に変更)→昭和56年10月(非課税者を7,000円に変更)→昭和57年6月所得制限の強化・特別給付の導入→昭和60年6月法改正(支給対象を第2子まで拡大)→平成3年6月法改正(支給対象の変更:第1子拡大・手当月額を増額)→昭和61年6月(第2子を2歳未満、第3子以降を義務教育修了前に変更、月額を第2子2,500円、第3子5,000円に変更)→昭和62年6月(第2子を4歳未満、第3子以降を9歳未満に変更)→昭和63年6月(第2子以降を義務教育修了前に変更)→平成3年4月法改正(第1子を1歳未満、第2子を5歳未満、月額を第2子まで5,000円、第3子以降を10,000円に変更)→平成4年6月法改正(第1子を2歳未満、第2子を4歳未満に変更)→平成5年6月法改正(第1子以降を3歳未満に変更)→平成12年6月法改正(支給対象を義務教育前までに変更)→平成16年6月法改正(支給対象を小学校3学年修了前までに変更)→平成18年6月法改正(支給対象を小学校修了前までに変更・所得制限の強化・負担割合の変更)→平成19年4月法改正(乳幼児加算の創設;3歳未満の児童は一律月額10,000円)
(開始した背景・きっかけ・今後の状況変化を含む)	
【業務の流れ】	公務員以外の保護者が、出生、転入等により新たに支給資格が生じた場合、認定請求及び額改定を行う。→審査後認定を行い、毎年6・10・2月の定期支払月に前月までの4ヶ月分を支給する。 また、転出や生計監護なしによる受給権消滅を行う。
【主な予算費目】	扶助費、役務費(切手代)、委託料(システムメンテナンス)、需用費(消耗品)
【意見や要望】	他国に比べて日本の児童手当制度は不十分であるという指摘が多くなされている。公明党は当面の目標として支給対象児童の年齢を小学6年生まで引き上げるよう主張し、達成したほか、将来的に児童の養育費を社会全体で支える児童保険制度の設立を提唱している。民主党は支給対象児童を義務教育終了までとし、児童の食費・被服費をまかなえる水準へと支給額を引き上げるよう主張している。また、児童がいることに対する経済的支援としての扶養控除との関係の不明確さも指摘されている。児童手当と扶養控除とは、ともに家族がいる家庭に対して経済的に支援を行なうという点で目的が一致するが、児童手当は(所得制限を超える)高所得者に恩恵がなく、扶養控除は低所得者(非課税者など)では恩恵がなくなる。低所得者に対する支援の観点からは、扶養控除より児童手当を拡充すべきであるが、扶養控除の縮小は増税になり、反発も大きい。これらをどのように配分して児童を養育する家庭への支援を行なっていくかは、少子化対策の一つの課題である。
関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか?	

1 現状把握の部(DO、PLAN)

(1) 事務事業の目的と指標	
① 手段(主な活動) 21年度実績(21年度に行った主な活動)(DO)	22年度計画(次年度に計画している主な活動)(PLAN)
平成18年度の改正に続き平成19年度も法改正があり、3歳未満の第1.2子に対して乳幼児加算がされ、支給額が5,000円から10,000円になった。	子ども手当の創設により、平成22年2・3月分の児童手当等としての支給にて支給事務は終了。 地方負担がある関係で、交付金算定事務を行う。
④活動指標(事務事業の活動量を表す指標)=①の指標	(単位)
⇒ア 受給者数	人 イ
② 対象(誰、何を対象にしているのか)*人や自然資源等	⑤対象指標(対象の大きさを表す指標)=②の指標 (単位)
合志市内に住所があり、小学校修了までの児童を養育している者。但し、公務員は除く。	⇒ア 延受給者数 人 ⇒イ 支給額 千円
③ 意図(この事業によって、対象をどう変えるのか)	⑥成果指標(意図の達成度を表す指標)=③の指標 (単位)
子育て家庭の経済的負担の軽減が図れる。	⇒ア 受給世帯の割合 % ⇒イ
*⑥成果指標設定の理由と平成22年度目標値設定の根拠	
受給者本人からの申請が必要であるため、周知の度合いを図ることができる。	

(2) 各指標・総事業費の推移		単位	19年度 実績(決算)	20年度 実績(決算)	21年度 目標(当初予算)	21年度 実績(決算)	22年度 目標(当初予算)	23年度 予定	24年度 見込
④ 活動指標	ア	人	4189	4251	4421	4426	4598		
	イ								
⑤ 対象指標	ア	人	48647	49797	56700	56740	11728		
	イ	千円	444705	470480	521196	488865	542044		
⑥ 成果指標	ア	%	97	97	97	97	97		
	イ								
投資 入 量	事業 内 訳	国庫支出金	千円	211,288	225,984	237,845	165,348	40,854	
		都道府県支出金	千円	116,655	122,089	127,227	127,513	22,389	
		地方債	千円						
		その他	千円						
		繰入金	千円						
		一般財源	千円	116,762	123,318	128,279	197,054	23,180	
	(A) 事業費計	千円	444,705	471,391	493,351	489,915	86,423	0	0
	(A)のうち指定経費	千円					85,635		
	(A)のうち時間外、特勤	千円					117		
	人 件 費	正規職員従事人数	人	9	9	9	8	9	
延べ業務時間		時間	1,456	1,190	1,200	710	1,200		
(B)人件費計		千円	5,780	4,760	4,776	2,826	4,776	0	0
トータルコスト(A)+(B)		千円	450,485	476,151	498,127	492,741	91,199	0	0

総トータルコスト 全体計画 ~ 年度	
(期間限定複数年度のみ記載)	
	0
	0
	0

事務事業名	児童手当支給事業	所属部	健康福祉部	所属課	子育て支援課
-------	----------	-----	-------	-----	--------

## 2 評価の部 (SEE)

\*原則は21年度の事後評価、ただし複数年度事業は21年度実績を踏まえての途中評価

目標達成度評価	①21年度目標達成度評価 事務事業の前年度実績は前年度目標値を達成したか、未達成の場合その原因は？	<input checked="" type="checkbox"/> 達成した	<input type="checkbox"/> 達成しなかった ⇒【理由】 ↷
	②22年度目標達成見込み 事務事業の本年度目標値に対して本年度の見込みはついているか？	<input checked="" type="checkbox"/> 目標達成見込みあり ⇒【理由】 ↷	<input type="checkbox"/> 目標達成は厳しい ⇒【理由と対策】 ↷
有効性評価	③成果の向上余地 次年度以降にこの事務事業の成果を向上させる余地はあるか？成果が頭打ちになっていないか？	<input checked="" type="checkbox"/> 向上余地がある ⇒【理由】 ↷	<input type="checkbox"/> 向上余地がない ⇒【理由】 ↷
	④類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業以外他に方法はないか？類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	<input type="checkbox"/> 他に手段がある ↷ (具体的な手段、事務事業) <input checked="" type="checkbox"/> 統廃合・連携ができる ⇒【理由】 ↷ <input type="checkbox"/> 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 ↷	<input type="checkbox"/> 他に手段がない ⇒【理由】 ↷
効率性評価	⑤事業費の削減余地 成果を下げずに事業費を削減できないか？(仕様や工法の適正化、住民の協力など)	<input type="checkbox"/> 削減余地がある ⇒【理由】 ↷	<input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がない ⇒【理由】 ↷
	⑥人件費(延べ業務時間)の削減余地 やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？成果を下げずに正職員以外の職員や委託でできないか？(アウトソーシングなど)	<input type="checkbox"/> 削減余地がある ⇒【理由】 ↷	<input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がない ⇒【理由】 ↷
公平性評価	⑦受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【理由】 ↷	<input checked="" type="checkbox"/> 公平・公正である ⇒【理由】 ↷
	⑧行政の役割分担の適正化 事務事業のやり方や手段においてこれまでの行政、市が行ってきた範囲を住民や地域・団体に移行出来ないか？	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【理由】 ↷	<input checked="" type="checkbox"/> 役割分担は適正である ⇒【理由】 ↷

## 3 評価結果の総括 (SEE) ※事務事業全体の振り返り、成果及び反省点等を記入

国の制度であるため、市では周知を徹底し、適当な事務処理を進めることができた。

## 4 今後の方向性(事務事業担当課案)(PLAN)

<input type="checkbox"/> 今後の事業の方向性 <input checked="" type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 事業のやり方改善(効率性改善) <input type="checkbox"/> 現状維持(従来通りで特に改革改善をしない)	<input type="checkbox"/> 改革改善案)・・・複 <input checked="" type="checkbox"/> 選択可 <input type="checkbox"/> 事業統廃合・連携 <input type="checkbox"/> 事業のやり方改善(有効性改善) <input type="checkbox"/> 事業のやり方改善(公平性改善)	(2) 改革・改善による期待成果 (廃止・休止の場合は記入不要)																							
平成22年4月子ども手当創設に伴い、平成22年4月分からは子ども手当としての支給のみになる。 平成23年度より事業の統廃合できる。	<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <th colspan="3">コスト</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>削減</th> <th>維持</th> <th>増加</th> </tr> <tr> <th rowspan="3">成果</th> <th>向上</th> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <th>維持</th> <td></td> <td></td> <td>△</td> </tr> <tr> <th>低下</th> <td></td> <td></td> <td>×</td> </tr> </table>			コスト					削減	維持	増加	成果	向上			○	維持			△	低下			×	
		コスト																							
		削減	維持	増加																					
成果	向上			○																					
	維持			△																					
	低下			×																					

## (3) 改革, 改善を実現する上で解決すべき課題(壁)とその解決策

特に問題はない。